

180日を超える入院に係わる特別料金

1日あたりの特別料金徴収額：1,650円（税込）

1日あたりの特別料金徴収額「生活保護受給者」：1,500円（税込）
（通算対象入院料の15%相当）

H24年4月1日の診療報酬改定に伴い、入院期間が180日を超える患者様につきましては厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除き別途料金が必要となります

医療法人聖真会 春田仁愛病院